

仕 様 書

A重油

項 目	内 容
規 格	日本産業規格 K 2 2 0 5 重油に規定するもののうち1種2号に限る
予 定 数 量	4 2, 0 0 0 リットル
納 入 場 所	山形県米沢警察署 米沢市城北2丁目3番19号
納 入 方 法	指定された納入場所の地下タンク（容量8キロリットル）に指定する数量（1回当たり概ね6キロリットル）を給油すること。
単価の決定及び 単価変更に関する 方法等	契約単価の決定方法（市場価格連動型単価契約方式） 市場価格の変動等の事由により単価変更が必要であると認められた場合は、下記により単価を決定するものとする。 なお、下記(3)及び(4)の価格は、消費税及び地方消費税を含まない。 (1) 単価は、「月」を単位とする。 (2) 令和8年11月分単価は、落札価格（税抜価格）に1.1を乗じた価格とする。 (3) 前回契約価格決定時の指標価格（※）と現行の指標価格に変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。ただし、月の途中で変動があった場合は、翌月から価格を変更する。 ※ 指標価格は、山形県会計局会計課のA重油契約単価をいう。 使用する価格は、1リットル当たりの価格とし、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。 (4) 変更契約額（増減額）は、前回契約単価決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差とし、変更契約額（増減額）の算定においては、指標価格の増減額に消費税及び地方消費税を加算した金額とする。 （当初契約時における指標価格と落札価格の価格差を維持するものとし、毎月の指標価格の増減にあわせて翌月の契約単価が決定される。） (5) 発注者及び受注者は、当初契約の指標価格を確認するため、令和8年11月から適用される山形県会計局会計課におけるA重油（中型ローリー）契約単価について、別添「指標価格確認書」2通を作成し、各自1通を保有するものとする。
そ の 他	受注者は、販売メーカーが発行するA重油の成分分析表を求められた場合は、速やかに提出すること。